

市議会のしくみ

○市議会とは

◆市議会の役割

市議会は、市民の代表として選挙で選ばれた議員が集まり、市民生活に関わる重要な予算や条例などを市民の意見が反映されるように審議し、決定する議決機関です。

◆市議会議員

議員は、市内に在住する満25歳以上の人の中から、4年ごとに選挙で選ばれます。

議員の定数は、当市では、「宇佐市議会の議員の定数を定める条例」で23人とされており、現在21人の議員が在職しています。

任期は、平成31年4月26日から令和5年4月25日です。

◆議長と副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれ、議長は議会を代表するとともに、本会議を主宰し、円滑な運営や議場の秩序維持に努めます。

副議長は、万一議長に事故ある際に議長の職務を代行します。

○市議会の主な仕事

◆議決

地方自治法で定められた「条例の制定・改正または廃止すること」「予算を定めること」「決算を認定すること」「重要な契約や財産の取得、処分を決定すること」などの事項の可否を議決します。

◆調査・監視

市政が正しく執行されているかどうか状況を調査し、問題点を指摘します。

また、本会議で議員による「市政一般に対する質問」などを行うことにより市政を監視します。

◆意見書の提出

市の公益に関することについて、国や都道府県などの関係ある行政機関に市議会の意思をまとめた意見書を提出します。

◆請願・陳情の受理・報告

請願は、憲法で保障された国民の基本的権利で、条例の改廃、市の事務に関する事項などについて、住民自治の立場から、住民の代表機関である議会に請願を通して住民の意思を反映させ、議会の意思によって住民の願望である請願の趣旨の実現に努める制度です。

請願は、議会の開会中、閉会中を問わず所定の要件を添えて提出されると、議長はこれを受理します。受理した請願は、所管の常任委員会等の付託審査を経て、本会議で採択の可否を決定し、採択された請願は市長、その他の関係執行機関に送付し、その後の処理経過と結果の報告を請求します。なお、議決結果を請願者に報告通知しております。

また、陳情とは、請願と同様の趣旨のもので、形式が請願以外のものを指します。

陳情は、当市議会の取り決めにより議員及び所管部・課長に参考配布とさせていただいております。

[詳しくは、HP「請願・陳情」欄をご覧ください。](#)

○定例会と臨時会

議会には、条例で定められた年4回（3月、6月、9月、12月）開かれる「定例会」と必要に応じて開かれる「臨時会」があります。

○本会議と委員会

◆本会議

全議員で構成する議会の会議を「本会議」といい、議長が会議を進め、議会の最終的な意思を決定する最も重要な会議です。市政全般に関する質問を行い、進め方や考え方を質したり、提出された議案について説明を受け、質疑し、賛成、反対を明らかにして可否を決定します。

◆委員会

市政は範囲が広く内容も複雑なため、いくつかの委員会を設けて議案等の詳細な審査をしたり、それぞれの所管の重要な事柄について調査を行います。

委員会には、「常任委員会」「議会運営委員会」「特別委員会」があります。

[詳しくは、HP「市議会の構成」欄をご覧ください。](#)

《常任委員会》

議会で審議する議案などは、数が多く広い範囲にわたるため、本会議の下部審査機関として常時置かれている4つの常任委員会で詳細に審査します。その審査結果を本会議に報告し、全体で審議して議決が行われます。

また、常任委員会は、市行政の各部署別の所管事務を専門的に調査します。

- ※ 総務常任委員会（条例定数8人、実数7人）
- 文教福祉常任委員会（条例定数8人、実数7人）
- 産業建設常任委員会（条例定数7人、実数7人）

《議会運営委員会》

多数の議員で構成される議会を円滑、かつ効率的に運営するために常任委員会とは別に常時置かれている委員会で議会運営の責任者である議長の諮問的な機関です。

《特別委員会》

議会の議決により付議された特定の問題を審査、または調査するために必要に応じて設置される委員会です。

現在、宇佐市議会では下記の特別委員会を設置しています。また、決算を審査する場合も決算特別委員会が設置されます。

- ※ 議会活性化特別委員会（9人）
- 行財政改革推進特別委員会（7人）
- 企業誘致推進特別委員会（7人）
- グリーンパークホテルうさに関する調査特別委員会（10人）
- 議員定数に関する調査特別委員会（10人）

本会議は、公開が原則で誰でも傍聴することができます。

委員会は、委員長が許可すれば傍聴することができます。

[詳しくは、HP「傍聴のご案内」欄をご覧ください。](#)

○一般的な定例会の日程

議会運営委員会	会期、議事日程、議案や請願の取り扱いなどを協議 ↓
第1日 本会議	開会 会期の決定 諸報告（市長の行政報告、議長の諸報告） 議案の上程、説明 ↓
第2日 本会議	市政一般に対する質問
第3日 本会議	市政一般に対する質問
第4日 本会議	市政一般に対する質問
第5日 本会議	市政一般に対する質問 議案質疑 議案、請願の委員会付託 ↓
常任委員会	議案、請願の審査 ※1日2つの委員会を開催 ↓
第6日 本会議	委員長報告（委員会の議案、請願の審査経過と結果の報告） 質疑・討論・採決 閉会

上記は、一般的な定例会の日程です。実際には、[HP「議事日程表」から検索](#)してください。

本会議の会議録については、[HP「会議録の検索と閲覧」から検索](#)してください。

市議会のしくみ

市議会は、市民生活に密接な市の予算や条例など（市政、行政サービス）を話し合い、決めていく「議決機関」です。市長は、決ったことを実際に進めていく「執行機関」です。お互いに独立・対等な立場でけん制、協力し合ってより良い市政の実現を目指しています。

